

旭川市健康増進法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、健康増進法施行令（平成14年政令第361号。）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。）に定めるもののほか、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(栄養管理の実施に必要な指導及び助言に係る書類の提出)

第2条 市長は、法第18条第1項第2号に規定する指導及び助言を行うために必要があると認めるときは、同号に規定する施設の管理者に対し、書類の提出を求めることがある。

(特定給食の開始の届出)

第3条 法第20条第1項の規定による届出は、特定給食開始届（様式第1号）を市長に提出することにより行わなければならない。

(特定給食の届出事項の変更の届出)

第4条 法第20条第2項前段の規定による届出は、特定給食届出事項変更届（様式第2号）を市長に提出することにより行わなければならない。

(特定給食の休止又は廃止の届出)

第5条 法第20条第2項後段の規定による届出は、特定給食休止・廃止届（様式第3号）を市長に提出することにより行わなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 旭川市栄養改善法施行細則（平成12年旭川市規則第43号）は、廃止する。

附 則（令和7年3月25日規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第2号（第4条関係）

特定給食届出事項変更届

年 月 日

（宛先）旭川市長

設置者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
並びに名称及び代表者の氏名

特定給食の開始届出事項に変更があったので、健康増進法第20条第2項前段の規定により、次のとおり届け出ます。

1 給食施設の名称

2 給食施設の所在地

3 変更年月日

年 月 日

4 変更事項

（注）変更事項については、新旧の対照を明らかにしてください。

特定給食休止・廃止届

年 月 日

（宛先）旭川市長

設置者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕
並びに名称及び代表者の氏名

特定給食を休止・廃止したので、健康増進法第20条第2項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

1 給食施設の名称

2 給食施設の所在地

3 給食開始年月日 年 月 日

4 給食休止・廃止年月日 年 月 日

5 給食休止・廃止の理由